

## 第30回ディベート甲子園高校の部 論題解説

「日本はあらゆる犯罪を司法取引制度の対象とすべきである。是か非か」

\*罪を犯した者が自己または他人の犯罪事実を明らかにするための協力と引き換えに、検察官が、起訴または公判において被告人に有利な取り扱いをすることを約束することを認める。

論題検討委員 佐藤遼

(論題解説の位置づけについて)

論題解説は、ディベート甲子園に参加される中学生高校生が、論題発表後速やかに、資料の調査、議論の構築などディベートの準備にとりかかれるように、論題の解釈や想定されるいくつかの議論について解説したものです。論題解説が、論題の解釈や議論の範囲を制限するものではありません。全国の参加者が半年間、様々なアイデアを出し工夫を凝らして議論を構築することが奨励されます。

### ● はじめに

人を裁き、罰するということは、国家権力による人権の重大な制約を伴います。これは、どんなに凶悪な犯罪者でも変わりません。あるいは、皆さんの身近な人が、ある日突然そのような現実と直面するかもしれません。

昨年、58年間無罪を訴え続けてきた袴田巖さんの無罪が認められました。彼は1966年に起きた殺人事件で1968年に死刑判決を受けましたが、元を辿ると、再審判決で「捏造」とまで称された虚偽の自白に端を発しています。これは、200時間以上にわたっての勾留で警察や検察に高圧的な取り調べを受け続けた結果、抵抗の意思をくじかれてのものだったとされています。

罰すべき人を探し出し、適切に罰を与えることで私たちを無秩序から守るために設計された刑事司法制度ですが、「証言」や「自白」がその運用のキーになるとともに、複雑さを生んでいます。こうした論点を深めるのが、第30回の高校論題の「司法取引」です。

### ● 司法取引とは

司法取引の背景となる発想そのものはシンプルです。「自分や他人の罪について正直に話すから刑罰を軽くしてくれ」という要求を刑事司法制度に組み込むことです。ここで大事なものは、制度化という点です。確かに、現状の刑事裁判の過程でも、自分の罪を素直に認め、捜査に協力することで罪が軽くなるという実態はあり、これが実質的な司法取引であるという見方もありえます。しかしこの論題では、検察官と被告人との間の協議と合意に基づく取引の制度化が対象になります。

#### 1. 刑事事件の流れ

まず、噛み合った議論を行うために、日本で刑事犯罪がどのような流れで裁かれるのかを確認しましょう。刑事事件の処理には、主に「警察」「検察」「裁判所」の三つの組織が関わります。大きな流れとしては、まず、罪を犯した疑いのある人(被疑者と言います)を、まず警察が一次的な捜査を行い、その

後、検察に引き渡します(送致)。その後、検察は、送致された事件についてさらに捜査を行います<sup>1</sup>。その上で、検察は起訴、つまり裁判所に公判(=裁判)を提起するか否かの判断に至ります。そこで検察は、事件を起訴するか、つまり裁判所に公判(=裁判)を持ちかけるか否かを判断します。「被疑者」は起訴されて以降、公判の段階では「被告人」と呼ばれます。その後の公判では、検察官は被告人が起訴事実となる犯罪を犯したことについて、証拠(物証や証言)を用いて立証し、弁護士及び被告人は、それに対して防御活動を行います。その上で裁判所が、判決として、有罪か無罪か、有罪の場合は罪の重さの決定(量刑)を行います。

#### 2. 司法取引の種類

司法取引で被疑者・被告人の側が行うのは、多くは罪に関する告白や証拠提供です。ここで、対象となる犯罪が自分の罪についてか他人の犯罪についてかでタイプが分かります。自己の犯罪について認める(つまり自白する)前者は「自己負罪型」の司法取引といい、他人の刑事事件について供述・証言や証拠の提供を行う後者を「捜査協力型」の司法取引と言います。

日本では、2018年に刑事訴訟法が改正され、一部の犯罪について捜査協力型の司法取引が導入されました。対象となる犯罪は財政経済・薬物銃器犯罪等の特定犯罪に限定されており、主に組織的犯罪の捜査を進めることを目的としています。想定されるのは暴力団による事件や企業ぐるみの横領・贈収賄・脱税などの捜査です。こうした事件の捜査では、なかなか犯罪の全容に迫ることが難しい場面があります。司法取引により、例えば実行犯や組織の末端構成員等との取引によって組織の幹部が犯罪行為を主導していたなどといった供述・証言を引き出すことで、事件の全容解明に繋げるといったケースが想定されています。2022年に日産自動車の元会長カルロス・ゴーンが、外部に会社の経営状況を説明する文書(有価証券報告書)で自らの役員報酬を過少申告したとして、金融商品取引法違反で訴えられたケースでは、当時の秘書室長が検察と取引を行い、不起

<sup>1</sup> 被疑者や被害者など関係者への取り調べや、警察官を指揮しての追加の捜査など

訴になりました。<sup>2</sup>

一方、自己負罪型は日本で現在導入されていません。司法取引と聞くとハリウッド映画のシーンを思い浮かべる人もいるかもしれませんが、そのアメリカで活発に行われている類型に近いものです。罪を軽くすることを見返りに罪を認めるというこの形が、アメリカの刑事事件の大半を占めると言われています。ただし、後に説明するとおり、このアメリカで導入されている司法取引と今回拡大の対象になる司法取引では、運用上微妙ながら重大な違いがあるので注意が必要です。

### 3. アメリカ型司法取引と本論題の区別

論題と付帯文を合わせて解釈すると、論題には(1)自己負罪型の司法取引の導入と(2)捜査協力型の対象犯罪の拡大の二つの側面があるとわかります。2)捜査協力型司法取引が特に威力を発揮するのは、通常の捜査方法での全容解明が特に難しい組織犯罪であると考えられるところ、現行の刑事訴訟法においても、このような犯罪に対しては司法取引が認められておりますので、今回の論題においてより重要な変化は(1)自己負罪型取引の導入にあると思われま

す。その自己負罪型について議論するにあたり注意しておきたいことが、日本で本論題を導入する際に、アメリカの制度とは異なり、「有罪答弁制度」は用いられない点です。アメリカの司法取引は、被疑者・被告人自身が、裁判を受ける権利を放棄した上で自分が有罪であると認めるものです。この場合、裁判の過程はスキップされ、すぐに量刑の確定に移ります。「有罪と認めるから裁判は無しにして罪を減らしてくれ」というアメリカ型の司法取引は、単なる証拠提供でそれ自体が直ちに有罪とはならない自白をベースにする本論題と異なります。つまり、両方とも自分の罪を認めるのですが、自白なのか有罪を自ら認めるのかという違いがあります。

司法取引が導入されている国は多数ありますが、このように、各国において、刑事司法の手続は多種多様です。例えば、アメリカにおける自己負罪型司法取引についての文献も少なからずありますが、そこで述べている内容が、日本の刑事司法制度の下でも妥当なものなのかどうかは慎重な検討が求められます。例えば、司法取引に関する内容として謳っていても、司法取引によって有罪であることを認める結果、有罪答弁制度の下、有罪か無罪かの審理が行われないことを主たる理由としているのであれば、その説明は日本での司法取引には当てはまらないかもしれません。例えば、「アメリカでは刑事事件の9割以上が自己負罪型司法取引」「アメリカでは数分のうちに取引が成立する」といった説明がされていた

としても、日本においても同じことが当てはまるかどうかは慎重に検討する必要があります。確かに有罪答弁制度も自らの罪を認めているので自己負罪に含まれる類型とも取れますが、これ以降、この解説では自己負罪型取引と有罪答弁制度を厳密に区別します。<sup>3</sup>

では、日本の刑事司法制度で自己負罪型の取引を行う場合、具体的にどのような取引になるのでしょうか。被疑者・被告人は、検察官との協議と合意の上で、自分の犯した犯罪の全てまたは主要部分を認める供述、すなわち自白を行います。その検察官は、その見返りとして罪を軽くなるようにします。この「罪を軽くなるようにする」という内容ですが、大きく分けて2つの場面で働くことがあります。1つ目は起訴の段階で、検察官は起訴をそもそもしない(起訴猶予)、あるいは罪名を軽くした上で起訴する(強盗致死罪を強盗罪で起訴するなど)ことがあり得ます。2つ目は公判の段階で、検察官は求刑を軽くすることで、裁判官に軽い刑罰の言い渡しを促すこともできます。1つ目の処置は特に、起訴をする権限が原則検察官にのみ認められる「起訴独占主義」、またその際に被疑者の性格、境遇、罪の重さや事情(情状)に応じて起訴判断を行える「起訴便宜主義」といった日本刑事司法の考え方に由来します。

### 4. 現状の日本の司法取引

上で述べた通り、日本でも捜査協力型の司法取引が2018年に導入されました。これは、2010年に大阪地検が証拠品を改ざんした事件をきっかけに、取り調べに過度に依存した捜査の改善を目指して導入されたものです。導入後、2023年までの5年間に、司法取引が適用された例は3件に留まります<sup>4</sup>。このとき、有罪答弁制度も含め、自己負罪型の司法取引も合わせて導入が議論されましたが、見送られました。主たる理由としては、「真に刑事責任を問うべき上位者の検挙・処罰に資するものではなく、『ごね得』を招き、結果として被疑者に大きく譲歩せざるを得なくな<sup>5</sup>ることになった」とされています。

## ● 「証拠の王」たる自白と人質司法

### 1. 日本の刑事司法の自白依存

日本で自己負罪取引を導入する一つの大きな意義が、自白を引き出しやすくすることだとされています。では、なぜ自白に注目する必要があるのでしょうか。ここでは日本の刑事司法での自白の扱いを見ていきます。

日本の有罪率は99%だという話を聞いたことある人も少なくないでしょう。それは、検察が確実に罪を立証できると確信している事案に絞って起訴しているからと言われます。それを下支えしているも

<sup>2</sup> <https://www.asahi.com/articles/ASNC463PSNC4UTIL01W.html>

<sup>3</sup> 区別の正当性について詳しくは

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jcl/50/3/50\\_357/\\_pdf-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jcl/50/3/50_357/_pdf-char/ja)

<sup>4</sup> <https://www.yomiuri.co.jp/national/20230607-OYT1T50042/>

<sup>5</sup> <http://www.moj.go.jp/content/000106628.pdf>

のが取調べとそこで得られる自白です。

日本の刑事司法では、自白は「証拠の王」とも呼ばれ、公判では自白を中心とした供述調書を慎重に吟味しながら判決を出すという性質があります。その結果、自白を勝ち取ることに専心する検察が、疑義のある取り調べをしているのではないかという議論が上がっています。

冒頭で紹介した袴田事件であったような取り調べの実態は現在も続いており、「日本の捜査員は、威嚇や脅迫、暴言、睡眠妨害などを用いて、被疑者に自白や情報提供を強要している。」<sup>6</sup>という手厳しい批判も人権派団体から上がっている現状です。

このように、自白を引き出すために長期にわたる勾留や強引さを帯びた取り調べが行われる実態は、ときに「人質司法」として国内や国際社会からも批判されています。実際、国連の自由権規約委員会や拷問禁止委員会は、日本の取調べや捜査での人権保障の欠如について繰り返し懸念を表明しています。単に勾留機関の長期化というだけでなく、弁護士立ち会いの制約、家族など外部への接触の制限、取り調べのビデオ録画が認められる範囲の狭さなど、批判の対象はさまざまな側面にわたっています。

この取り調べの長期化の傾向はデータにも表れています。被疑者が逮捕される場合、証拠隠滅や逃亡の恐れがある場合は検察が裁判所に請求して延長も含めて最大 20 日まで勾留(身柄の拘束)ができます。日本弁護士協会が公表している統計によると、2023 年では、8 万 9424 人がこの形の勾留を受けており、そのうち約 7 割にあたる 6 万 2080 人が勾留延長の措置を受けています<sup>7</sup>。また、自白事件が否認事件より約 35% 起訴後 1 ヶ月以内の保釈率に差がある<sup>8</sup>という統計、上級審で有罪判決が覆り冤罪が確定した 50 件中 42 件で証拠に自白が含まれていた<sup>9</sup>という研究が、いかに判決が自白依存かを裏付けています。

## 2. 想定される論題の効果

これまで主に冤罪被害者にフォーカスしてきました。しかし、裏返せば、こうした強権的な取調べが横行する背景には、実際に罪を犯したのに頑なに否認を続ける人たちの存在があります。この視点から上の自白・否認と保釈率や期間の関係にまつわる統計を見ると、やはり被疑者が自白を回避することで捜査を長期化させている実態も見えてしまうでしょう。

自己負罪型取引の導入で、自白のインセンティブを与え、捜査の効率化や真実発見の促進を図る立場があります。2011 年の警視庁のデータによると、取り調べが終わる時点での否認率が一般事件と捜査本部事件でそれぞれ 14.4% と 33.7%、例えば強盗事件に絞ると 41.2% です<sup>10</sup>。この中でももちろん冤罪を被っている方もいらっしゃるでしょうが、大半がそれを占

めていることは現実的に考えづらいので、相当程度否認や黙秘による捜査の長期化は起こっているでしょう。これらの事件で死体や犯行器具・共犯者など重要証拠が 1 つでも見つかった事例は 57.1% にとどまっており、自白による供述調書が捜査を進展させるカギになっていることも伺えます。

捜査にとどまらず、公判でも自白によって迅速化するという主張もあるでしょう。実際に、自白の有無で公判の期間が半年程度変わるという統計もあります<sup>11</sup>。検察に限らず、裁判を含めた司法全体の効率化を進めることで、本当に慎重な捜査が必要な重大事件にさらにリソースが割けるという主張も可能でしょう。

これら捜査の効率化が真実発見に資するという主張とともに、それが被害者やその家族の負担減にも繋がるという見方もあるでしょう。捜査や公判の段階で、事情聴取や証拠収集、証言やそのための打ち合わせなど種々の協力が求められます。事件でトラウマを追われた方々には大きな心労になり得るため、無用な長期化を少しでも防ぐ重要性があります。また、被疑者もまた尊厳ある主体という大前提に立ち返ると、長期化による取り調べの過激化から守られるといった立場もあり得ます。

また、こうした議論で取り沙汰されるのは冤罪を受けた方々ですが、仮に本当に犯罪を犯してしまった方でも、こうした処置は適切なのかも一考の余地があります。

## ● 「事実」をどう認めるか—自白という証拠

### 1. 実体的真実主義と事実認定

他方、日本での司法取引拡大に慎重な方々からは、取引に基づく自白で本当に「事実」に近づけるのか、また関連して冤罪のリスクが増えるのではないかという疑義がよくあがります。特に法学者がこの主張をするにあたり、「実体的真実主義」という考え方をよく用います。

実体的真実主義というのは、訴訟は真実の追求のために行うという立場です。例えば自白をそのまま鵜呑みにするのではなく、たくさんの証拠を組み合わせただけ真実に近づこうとするのが日本の刑事司法です。

検察は、目撃証言や監視カメラの映像といった直接証拠、指紋や血液検査などの間接証拠を提出し、それによって自分が訴えた犯罪が実際に起こったことを示す責任を負います。この際、特に刑事事件は刑罰という人権制約が絡むので、検察は高い立証のハードルが課され、「厳格な証明」が求められます。特に、自白をもとに作られる供述調書、目撃者の証言など直接証拠は、その強力さゆえに「信用性」が

<sup>6</sup><https://www.hrw.org/ja/report/2023/05/24/384885>

<sup>7</sup><https://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/visualisation/toukei.html>

<sup>8</sup><https://news.yahoo.co.jp/articles/05a04be79f6cadc28a43f1aea7>

<sup>9</sup>[43ea3cd84d6f?page=2](https://www.npa.go.jp/sousa/kikaku/20111020_kekka.pdf)

<sup>10</sup><https://websekai.iwanami.co.jp/posts/8338>

<sup>11</sup>[https://www.npa.go.jp/sousa/kikaku/20111020\\_kekka.pdf](https://www.npa.go.jp/sousa/kikaku/20111020_kekka.pdf)

<sup>11</sup><https://wakamatsu-law.com/117/11765>

問われます。これらの証拠をもとに、裁判官は犯罪の事実があったか否かを認定します。これを「事実認定」と言います。

## 2. 取引に基づく自白をどう評価するか

あなたがあらぬ罪の疑いにかけているとします。捜査は長引き、家族や友人・職場（学校）にもしっかりと状況を話すことができないまま、検察はあなたが犯人だという前提で取り調べや捜査をします。その中で、検察が「罪を認めた場合、懲役に執行猶予をつける」と持ちかけてきました—あなたは犯していない罪を自白しますか？それとも自分の信じる無実を貫きますか？

論題が導入された場合、冤罪をかけられた多くの被疑者・被告人がこのようなジレンマに直面します。その中には、辛い取り調べから解放されるためにも、あらぬ罪を認める選択肢に強く惹かれる人もいます。

ひるがえって、あなたが裁判官として司法取引に基づく自白を検察から提出されたとしましょう。その自白を、そのまま受け取ることができますか？日本での司法取引が議論されてきた際、こうした取引に基づく自白の証拠能力をどう扱うかということが一つの焦点となってきました。日本では、証拠をどう解釈し、評価するかは専門性を有する裁判官に委ねた方が真実に近づけるだろうという「自由心証主義」が取られています。

実際、すでに捜査協力型の司法取引が行われた裁判では、自白の信用性が争点になりました。先述のカルロス・ゴーンの事件では、元秘書室長の証言を「相当慎重な姿勢で信用性を判断する必要があり、極力、判断材料として用いない」として使用せず、他の客観的証拠で判決を出しました<sup>12</sup>。そもそも、従来の判例では、起訴猶予といった有利な取り扱いの「約束による自白」は任意性に疑いがかかるとの見方もあります。（最高裁 1966（昭和 41）年 7 月 1 日判決）。総じて、捜査協力型の導入から 6 年以上経つ現在、取引を通して得られた証言は裁判官から慎重に扱われる運用があるといっているでしょう。

この虚偽の証言や証拠という懸念について、注意すべき点はいくつかあります。まず大前提として、虚偽答弁はそれ自体が罪に問われるということです。冤罪を被る被疑者被告人の視点からすると、それまでは本当に無実だったのにも関わらず、見返り欲しさに自白をすると、別の罪で本当に有罪になるという心理的ハードルがあるでしょう。今回の論題の場合は特に、公判で他の客観的証拠とつき合わせて検証されるために、安直な虚偽答弁は見破られるリスクが付きまとうというのも、抑止力になるという考えがあるでしょう。

また、アメリカの有罪答弁型制度でも、現状の日本の捜査協力型制度でも、協議と合意にあたって、必ず弁護士が立ち会うことになっています。弁護士が被疑者被告人に対して、取引に応じるメリットやデメリットについて適切に助言を出しながら当人の判断を仰ぐので、虚偽答弁を防ぐことができるという立場もあります。実際、司法取引と虚偽答弁の関連性、および弁護士が立ち会うことの効果は主に英米で盛んに研究されています。日本の文献でも、弁護士の関与がある場合、無実の人が取引に応じる可能性を 35%から 4%に抑えられたという結果が紹介されています<sup>13</sup>。任意性という点でも、1970 年のアメリカのフレディ判決にある通り、取引の結果を十分に認識し、騙す・脅す・買収するといったことがない限り認められるという立場もあります。<sup>14</sup>

## ● 考えられる議論の例

上述の通り、肯定側は捜査の長期化の問題点を指摘しつつ、論題により捜査・公判の効率化や真実発見の促進が起こるといった主張があり得ます。厳密に定量化された証明は難しいにせよ、自白のインセンティブが科されるのはある程度明らかでしょう。問題はその先です。今の刑事司法のどこに問題を見出して、誰のどのような権利や利益を守るための論題なのかを丁寧に説明することが求められるでしょう。

否定側は、取引によって得られる自白の取り扱いの難しさを指摘することで、真実発見について疑義を呈するとともに、冤罪のリスクを主張することが考えられます。

冤罪の場合が顕著ですが、いずれのサイドも正確に量的な検証には一定の限界があるので、具体的なエピソードに立脚した主張も、誰のための制度かを描き出すために重要になるでしょう。

## ● 終わりに

この論題では、特に刑法学にまつわる理論的で抽象的な話や晦渋な言い回しがたくさん出てくると思っています。他の論題に比べて文献調査に苦勞する方もいるでしょう。そこで、私からのささやかなアドバイスとしては

- (1) まずは文献全体、あるいはセクションごとにごくくると何についてどういう主張をしているのかに集中し、自分たちの作りたい議論に関係しているか考える。
- (2) 議論との関連が高いと思った箇所から丁寧に読み、今回の論題との噛み合わせも考えながら咀嚼する。

などがあります。最初から一言一句丁寧に読むというのも一つのやり方ですが、特に前提知識が比較的

<sup>12</sup><https://www.sankei.com/article/20220601-YSXIBQI37J14HENTBUNHXAYJNY/>

<sup>13</sup><https://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/21-3/003shimizu.pdf>

<sup>14</sup>[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jcl/50/3/50\\_357/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jcl/50/3/50_357/_pdf/-char/ja)

浅い私たちが法学系の文献にそのようなアプローチをとると、ディーテールに気と時間を取られてしまうおそれがあります。もちろん読み込みの過程で概念理解も進めることは重要なので、(1)あたりをつけた箇所について、時に学校の先生に聞いてみるなどして(2)であるような正確な理解を養う方が賢明かもしれません。

自白の任意性や実体的真実主義などの堅い言葉も、誰かの利益を守る・あるいは違う利益のバランスを取るために人々が悩み尽くし、議論を蓄積し、編み出してきた考え方です。これらは、設計理念と運用の複雑性のギャップに向き合い、完璧な制度はないながらもより良いシステムを問い続けてきた軌跡でもあります。皆さんもその一端に触れ、自ら議論を立てることでその長い思考の轍に一步を重ねることになります。その中で、観念的な議論に留まらず、その背景にある人の痛みや私たちの社会のあり方について思いをめぐらせ、時には具体的事例と結びつけながらリサーチ・スピーチをしていただけると嬉しいです。

### 参考資料

- ・司法取引に関する議論

川出敏裕「司法取引と刑事訴訟法の諸原則」、『刑法雑誌』第50号掲載、2011年

<https://www.hrw.org/ja/report/2023/05/24/384885>

清水拓磨「自己負罪型司法取引と弁護人の援助」、『立命館法学』第397号掲載、2021年

<https://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/21-3/003shimizu.pdf>

宇川春彦「米国における司法取引」、『刑法雑誌』第50号掲載、2011年

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jcl/50/3/50\\_357/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jcl/50/3/50_357/_pdf/-char/ja)

- ・日本の刑事司法に関する概観

日本弁護士連合会 HP「統計から見える日本の刑事司法」

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/visualisation/toukei.html>

ヒューマンライツウォッチ「日本の『人質司法』」、2023年

<https://www.hrw.org/ja/report/2023/05/24/384885>

---

### ☆☆☆お知らせ☆☆☆

ディベート甲子園は2025年夏の大会で第30回を迎えます。

全国教室ディベート連盟では、30回大会を記念しての記念企画および企画のためのクラウドファンディングを実施しています。

詳細は以下の記念サイトをご確認ください。

<https://sites.google.com/nade.jp/30web>



### ☆☆☆維持会員募集サイトも更新しました☆☆☆

全国教室ディベート連盟は大会を支援して頂ける維持会員を募集しています。豊かな対話ができる社会のためにお力をお貸しいただきませんか。

<https://congrant.com/project/nade/14755>

